

愛知県にて6月1日(火)～6月20日(日)までの期間にカラオケ設備利用自粛の要請にご協力いただいた飲食店等・カラオケボックスを運営する事業者の皆さまへ

愛知県感染防止対策協力金(6/1～6/20実施分) 「カラオケ設備利用自粛要請枠」のお知らせ

概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
“各業界団体等が作成した感染拡大予防の業種別ガイドラインを遵守”し
“愛知県のカラオケ設備の利用自粛等の要請に応じてカラオケ設備の利用自粛等を実施した
「安全・安心宣言施設」を運営する皆さま”へ協力金を交付します。
※2021年4月20日～5月31日実施分の「カラオケ設備利用自粛要請枠」にかかる協力金の申請は、
7月31日をもって終了します。

「安全・安心宣言施設」とは

新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届出いただいた施設に対して、愛知県が独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。
【注】「ガイドラインを遵守していない施設」「安全・安心宣言施設未登録（PRステッカー・ポスター未掲示施設）」は、協力金の交付対象外です。

対象エリア 愛知県内全域

対象事業者 カラオケ設備を提供している営業時間短縮要請対象外の飲食店等※・カラオケボックスを運営する事業者(大企業も含む)

※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要

主な要件・支給額

ご自身の店舗が支給対象かどうか **3ページのチャート図** で確認してください。

対象事業者	飲食業の許可を受けていないカラオケボックス ※床面積が1,000㎡以下の店舗	カラオケ設備を提供している飲食店等 ※従前、夜間の営業をしていない店舗 ※休業した場合は「営業時間短縮要請枠」の対象となります
主な要件	休業	カラオケ設備の利用の自粛 酒類の提供(持込みを含む)の取り止め
支給額 (1店舗1日あたり)	2万円	1万円

ご注意ください!

- 営業時間短縮要請枠との重複受給はできません。
- カラオケ設備を提供する店舗であっても、飲食店営業許可等を有し、午後8時を越えて営業している場合など、「営業時間短縮要請枠」の対象となる場合があります。
- カラオケ設備の利用自粛等の要請にご協力いただいた飲食業の許可を受けていないカラオケボックスのうち、床面積が1,000㎡を超えるものは、「大規模施設等営業時間短縮要請枠」の対象となり、この申請書では受付できません。

申請期間

2021年7月5日(月)～8月20日(金) (当日消印有効(郵送の場合))

申請サポートサイト

電子申請、Web上での申請書作成などが行えます。 <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0601> ▶

コールセンター

052-228-7310

午前9時～午後5時
(土日祝日を含む毎日)



申請方法について

申請方法は以下の3種類があります。

① 電子申請

・申請サポートサイトで必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方式です。

★メリット：パソコンやスマートフォンからオンラインで申請ができます。
申請フォーマットで、支給額の計算が簡単に行えます。
申請後の進捗状況が「マイページ」から確認できます。

② WEB申請書作成 /郵送申請

・申請サポートサイトで必要事項を入力して自動作成された申請書を、印刷の上、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

★メリット：申請フォーマットで、支給額の計算が簡単に行えます。
申請後の進捗状況が「マイページ」から確認できます。

郵送

③ 手書き/郵送申請

・当パンフレット(P5及び挟み込みの申請書)の様式に必要事項を記入し、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

郵送

提出書類を郵送する場合は、**簡易書留、レターパック**など郵便物の追跡ができる方法で、送付してください。※提出時には 必ず控えをとり保管してください。

(提出した書類の控えは、交付を受けた時から5年間保存しなければなりません。)

< 申請サポートサイト > 電子申請、Web上での申請書作成、支給額の計算などが行えます。

URL: <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0601>



申請サポート窓口のご案内

申請書の作成、支給額の計算などに関するサポート窓口を設けています。

開設場所

県内各地域にて常設(土日祝日を除く)の申請サポート窓口を設置します。
このほか、臨時の申請サポート窓口を設置します。

会場・日程については、申請サポートサイトまたはコールセンターにてご確認ください。

予約方法

来場にはご予約が必要です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前予約制としております(予約がない場合はご来場いただけません)。
来場希望日の **2営業日前**までにコールセンターへお問い合わせください。

※ご予約時に代表者の氏名と生年月日をお伺いします。

コールセンター

052-228-7310 午前9時～午後5時(土日祝日を含む毎日)

その他補足説明

- ・窓口では申請書の作成をサポートいたします。作成いただいた申請書は、各事業者にて郵送申請をしていただきます。
- ・必ず、提出書類(4ページ参照)一式をご持参ください。
- ・発熱等の症状がある場合は、来場をお控えください。
- ・マスクの着用・手指のアルコール消毒等にご協力ください。

本協力金（カラオケ設備利用自粛要請枠）の対象となる店舗及び支給額について

ご注意ください!

カラオケ設備を提供する店舗であっても、「営業時間短縮要請枠」の対象となる場合があります。必ず、下のチャート図により、どちらの協力金の対象となるか確認してください。

夜間営業
しているか?

午前5時～午後8時を越えて
営業している店舗

はい

いいえ

飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を
取得しているか?

飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を
取得しているか?

はい

いいえ

いいえ

はい

休業するか、カラオケ設備の利用と
酒類の提供、持込みを自粛した上で
午前5時～午後8時までに
営業時間を短縮すれば、
「営業時間短縮要請枠」(*)
の対象です。

休業すれば
「営業時間短縮要請枠」
の対象です。 (*)

休業しない場合は、
カラオケ設備の利用と、
酒類の提供、持込みを自粛すれば
「カラオケ設備利用自粛要請枠」
の対象です。
1店舗1日あたりの協力金は
1万円です。

床面積1,000㎡以下の店舗が休業すれば
「カラオケ設備利用自粛要請枠」
の対象です。

1店舗1日あたりの協力金は2万円です。
(床面積1,000㎡超の店舗はコールセンターに
お問合せください。)

「営業時間短縮要請枠」
のパンフレットで
申請してください。
(このパンフレットではありません)

このパンフレットで
申請してください

「営業時間短縮要請枠」
のパンフレットで
申請してください。
(このパンフレットではありません)

このパンフレットで
申請してください

※ 愛知県の休業要請・営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者に対して協力金を支給する制度です。

提出書類一覧

★印の書類は、以前に県の協力金(4/20～5/31実施分)「カラオケ設備利用自粛要請枠」の申請をしている方で直近の提出書類と記載内容が同一のものに限り、提出を省略可能です。
 また、これらに加え◎印の書類は、以前に県の協力金(4/20～5/31実施分)「カラオケ設備利用自粛要請枠」の支給を受けたことがある方は省略可能です。
 ※ただし、営業実態の確認等のため提出を求める場合があります。

提出書類一覧

チェック
リスト

		チェック リスト
①	申請書	● 交付申請書兼請求書【様式第1-10号】 <input type="checkbox"/>
		● 交付申請書兼請求書 別紙【様式第1-10号別紙】 <input type="checkbox"/>
②	誓約書	● 誓約書【様式第2-10号】 ※原則、代表者が自署してください。 <input type="checkbox"/>
③	営業活動を行っていることが分かる書類【営業許可関係】	● 飲食店営業許可書(証)または喫茶店営業許可書(証)の写し <input type="checkbox"/> ★ <small>※交付対象日が営業許可期間に全て含まれる必要があります。 (要請期間の途中で更新した場合は、更新前・更新後のものを両方提出してください) ※やむを得ない事情により申請者と営業許可書(証)に記載された名義が異なる場合はお問合せください。</small>
④	営業活動を行っていることが分かる書類【店舗現況関係】	● 店舗の内観・外観の写真 <input type="checkbox"/> ◎ <small>※写真には、以下のものが写っているものを提出してください。(複数枚提出いただいて構いません) ・内観:提供しているカラオケ設備、料金表など有料でカラオケを提供していることがわかるもの ・外観:店名看板など申請対象の店舗であることがわかるもの、店舗の入口</small>
		● 従前の営業時間が書かれたホームページの画面の写し、または看板やチラシの写真 <input type="checkbox"/> ◎
⑤	休業・カラオケ設備利用自粛等の状況が分かる書類	● 休業 又は カラオケ設備の利用の自粛と酒類を提供(持込みを含む)している場合にその取り止めを知らせるホームページの画面の写し、または貼紙やチラシの写真 <input type="checkbox"/> ◎
⑥	営業活動を行っていることが分かる書類【事業実績関係】	● 確定申告書の写し(直近のもの) <input type="checkbox"/> ◎ 法人の場合 法人税申告書別表一 および 法人事業概況説明書 <small>◆設立後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「法人の設立届」に加え、「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」の写しを提出してください。</small> 個人の場合 所得税確定申告書B、および(青色申告の場合)青色申告決算書 または(白色申告の場合)収支内訳書 <small>※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。 ◆開業後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「個人事業の開業届」と「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」の写しを提出してください。 ◆その他の事由により確定申告書が提出できない場合はコールセンターまでお問合せください。</small>
⑦	本人確認書類	● 代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの) またはマイナンバーカード(表面)の写し <input type="checkbox"/> ★ <small>※その他公的機関が発行した証明書等(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)の写しも可。 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。</small>
⑧	振込先口座が分かる書類	● 申請書に記入した口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> ★ <small>※開いて1ページ目の「金融機関名・支店名」「口座名義(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分。インターネットバンキングの場合は上記内容が確認できる画面の写し。 ※やむを得ない事情により申請者と口座名義が異なる場合はお問合せください。</small>

対象となる店舗が1店舗のみの場合は不要

営業許可を必要としない店舗の場合は不要

愛知県感染防止対策協力金(6/1~6/20実施分)
カラオケ設備利用自粛要請枠の申請に関する誓約書

私は、愛知県感染防止対策協力金(6/1~6/20実施分)カラオケ設備利用自粛要請枠(以下「協力金」という)の申請にあたり、以下のことを誓約します。

誓約内容
申請書の内容に虚偽や不正はありません。なお、申請書の内容に虚偽や不正があった場合等、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、協力金の申請を取り下げます。また、協力金交付後に発覚した場合は、協力金を返還するとともに、加算金の支払いに応じます。
本協力金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
協力金の交付を申請した施設において、業種別ガイドラインを遵守し、「安全・安心宣言施設」登録、PRステッカーとポスター掲示を行うとともに、適切な感染防止に努めました。
6月1日から6月20日の期間において、カラオケ設備利用自粛要請の対象店舗を有しており、感染防止対策のため、協力金の交付を申請した店舗の休業、又は、カラオケ設備の利用の自粛及び酒類の提供の取り止め(酒類の持込みを含む)を実施しました。
愛知県感染防止対策協力金(4/20~5/31実施分)「カラオケ設備利用自粛要請枠」の申請に際して提出した書類を、当申請の審査において利用することに同意します。また、書類の再提出を求められた際には、速やかに提出に応じます。
愛知県知事が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況等を確認し、申請内容に虚偽や不正が無いことを確認することに同意します。
交付申請日時時点で倒産・廃業していません。
代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が愛知県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当せず、将来にわたっても該当しません。また、暴力団等が経営に事実上参画していません。
申請書の内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否か確認するため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
申請内容の証拠書類を保存するとともに、愛知県から申請の内容について検査・報告・証拠書類の提出の求めがあった場合にはこれに応じます。
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への補助金、支援金等の交付事務に関して、本協力金の申請内容を、国や市町村へ提供することに同意します。

令和 年 月 日

自宅住所(法人の場合は本店所在地)

屋号(法人の場合は法人名)

代表者役職・氏名

※原則、太枠の内容はすべて記入してください

様式第1-10号

カラオケ設備利用自粛要請枠

令和 3 年 7 月 5 日

【記入例】

申請日の日付を記入してください

愛知県知事 殿

愛知県感染防止対策協力金(6/1~6/20実施分)カラオケ設備利用自粛要請枠交付申請書兼請求書

愛知県感染防止対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

フリガナ	カブシキガイシャ〇〇	法人番号(国税庁指定の13桁の番号) 法人のみ	
屋号 (法人の場合) 法人名	株式会社〇〇	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 4	
フリガナ(氏名のみ)	アイチ タロウ	資本金の額 法人のみ	1,000 万円
代表者役職・氏名	代表取締役 愛知 太郎	従業員数 法人のみ	100 人
生年月日	明治・大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日生		
(個人の場合)自宅住所 (法人の場合)本店所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 法人全体(施設のみではない)の常時雇用している従業員数(役員、パート、アルバイトを除く)を記入してください	連絡先電話番号(052) ●●●-●●●●	
郵便物の送付先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区栄●丁目●●番地	※上記と同じであれば記入不要です。 日中連絡がとれる電話番号を記入してください	

通帳見開きページの記載に合わせて申請者と同一名義の口座を記入してください(法人の場合は法人名義の口座を記入してください)

2 振込先口座

金融機関コード・名称	1 2 3 4 〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	支店コード・名称	1 2 3 〇〇	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
口座名義	株式会社〇〇 代表取締役 愛知 太郎	フリガナ	カ)〇〇		

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)を記入してください。

3 申請(請求)する合計金額

申請(請求)金額	200,000 円
----------	-----------

※対象施設(店舗)内訳の申請金額欄を合計した金額を記入してください。

4 カラオケ設備の利用自粛等の要請に応じた施設(店舗)

対象施設(店舗)内訳(1施設目)

安全・安心宣言施設受理番号 (1施設目に記入した施設の受理番号)	1 2 3 4 5 6 7
-------------------------------------	---------------

(1施設目)	施設名称(店舗名)	カラオケ〇〇 栄店	「安全・安心宣言施設」届出後に提供されるPRポスターにある受理番号を記入してください
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区栄〇〇丁目〇〇号	該当する店舗の枠内に、要請に応じた日数と申請金額を記入してください。
申請金額 (左右いずれかを記載)	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を持ち、夜間営業(※)していない店舗	10,000円 × 20 日 = 200,000 円 ※最大20日間	
	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を持たない、床面積1,000㎡以下の店舗	<input type="checkbox"/> 床面積は1,000㎡以下です。 20,000円 × 日 = 円 ※最大20日間	
事務局使用欄		店舗の床面積が1,000㎡以下であることを確認の上、必ずチェックしてください <input checked="" type="checkbox"/>	

※「夜間営業」とは「午前5時～午後11時」を指します。

〈※2施設目以降は、別紙に記入してください。〉

「愛知県感染防止対策協力金 カラオケ設備利用自粛要請枠 (6/1~6/20実施分)」について(Q&A)

Q1 カラオケ設備の利用を自粛していた場合は、この協力金に申請すればよいですか？

A1 休業や営業時間短縮の要請にご協力いただいた場合は、「営業時間短縮要請枠」の対象となる場合があります。ご自身の店舗がどちらの協力金の対象となるか3ページのチャート図でご確認ください。

Q2 PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の交付対象にはならないのですか？

A2 業種別ガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の条件になります。ただし、「安全・安心宣言施設」に届出中の場合は、登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象とします。なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカーとポスターを掲示していただいで差し支えありません。
※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますのでご注意ください。

Q3 要請期間の全ての期間において、カラオケ設備の利用自粛等を行わないと協力金の交付対象になりませんか？

A3 6月1日から6月20日の期間において、カラオケ設備の利用自粛を行った日数分を交付します。また、カラオケ設備の利用自粛等に協力した場合には、定休日も交付対象となります。

Q4 要請対象施設を複数持つ場合は、すべての施設で要請に応じないと協力金は受けられませんか？

A4 要請対象店舗については、全面的にカラオケ設備の利用自粛にご協力をお願いします。なお、協力金については、協力いただいた店舗ごとに要請に応じた日数分を交付します。

Q5 この協力金と、県の「愛知県中小企業者等応援金」の両方を受けることはできますか？

A5 1店舗1日あたりの協力金の額が「1万円」の場合は、愛知県中小企業者等応援金の対象となる場合があります。詳しくは、愛知県中小企業者等応援金のホームページ (<https://aichi-chusho-ouenkin.com/>) をご覧ください。

※協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の詐取”にご注意ください。

- 愛知県がATM（銀行などの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 愛知県がこの協力金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

※協力金の“不正受給は犯罪”です。

- 愛知県では、飲食店等の見回りを実施しており、営業実態のない店舗や、要請に応じず営業している店舗を把握しています。
- 協力金の申請内容に虚偽や不正が発覚した場合は、申請者に対し、協力金の返還を求めます。
- 協力金の不正受給は犯罪です。逮捕者も出ております。くれぐれも適正な申請をお願いします。

必要書類送付先

※下記の宛先面を切り取って使用してください。※はがれないよう、しっかり糊付けしてください。
※切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。



〒460-8780 名古屋市中区栄 愛知県感染防止対策協力金事務局

愛知県感染防止対策協力金 (6/1~6/20実施分) 申請書類在中

カラオケ設備利用自粛要請枠

差出人 住所

氏名

愛知県知事 殿

愛知県感染防止対策協力金(6/1~6/20実施分)カラオケ設備利用自粛要請枠交付申請書兼請求書

愛知県感染防止対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

フリガナ				法人番号(国税庁指定の13桁の番号) 法人のみ	
屋号 (法人の場合) 法人名					
フリガナ(氏名のみ)				資本金の額 法人のみ	万円
代表者役職・氏名				従業員数 法人のみ	人
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日生	
(個人の場合)自宅住所 (法人の場合)本店所在地	〒 _____ 連絡先電話番号() _____				
郵便物の送付先	〒 _____ ※上記と同じであれば記入不要です。				

2 振込先口座

金融機関コード ・名称		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	支店コード・名称		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		<input type="checkbox"/> 座番号		
<input type="checkbox"/> 座名義			フリガナ		

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)を記入してください。

3 申請(請求)する合計金額

申請(請求)金額	円
----------	---

※対象施設(店舗)内訳の申請金額欄を合計した金額を記入してください。

4 カラオケ設備の利用自粛等の要請に応じた施設(店舗)

安全・安心宣言施設受理番号
(1施設目に記入した施設の受理番号)

対象施設(店舗)内訳(1施設目)

(1施設目)	施設名称(店舗名)				
	所在地	〒 _____			
申請金額 (左右いずれかを記載)	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を持ち、 夜間営業(※)していない店舗	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を持たない、 床面積1,000㎡以下の店舗			
	10,000円 × 日 = _____ 円 ※最大20日間	<input type="checkbox"/> 床面積は1,000㎡以下です。 20,000円 × 日 = _____ 円 ※最大20日間			
事務局使用欄					

※「夜間営業」とは「午前5時~午後8時の時間帯を越えての営業」を指します。

〈※2施設目以降は、別紙に記入してください。〉

屋号
(法人の場合) 法人名

--

(施設目)	施設名称 (店舗名)		
	所在地	〒	
	申請金額 <small>(左右いずれかを記載)</small>	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を持ち、 夜間営業(※)していない店舗 10,000円 × <u> </u> 日 = <u> </u> 円 <small>※最大20日間</small>	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を持たない、 床面積1,000㎡以下の店舗 <input type="checkbox"/> 床面積は1,000㎡以下です。 20,000円 × <u> </u> 日 = <u> </u> 円 <small>※最大20日間</small>
事務局使用欄			
(施設目)	施設名称 (店舗名)		
	所在地	〒	
	申請金額 <small>(左右いずれかを記載)</small>	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を持ち、 夜間営業(※)していない店舗 10,000円 × <u> </u> 日 = <u> </u> 円 <small>※最大20日間</small>	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を持たない、 床面積1,000㎡以下の店舗 <input type="checkbox"/> 床面積は1,000㎡以下です。 20,000円 × <u> </u> 日 = <u> </u> 円 <small>※最大20日間</small>
事務局使用欄			
(施設目)	施設名称 (店舗名)		
	所在地	〒	
	申請金額 <small>(左右いずれかを記載)</small>	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を持ち、 夜間営業(※)していない店舗 10,000円 × <u> </u> 日 = <u> </u> 円 <small>※最大20日間</small>	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を持たない、 床面積1,000㎡以下の店舗 <input type="checkbox"/> 床面積は1,000㎡以下です。 20,000円 × <u> </u> 日 = <u> </u> 円 <small>※最大20日間</small>
事務局使用欄			

※「夜間営業」とは「午前5時～午後8時の時間帯を越えての営業」を指します。

〈※5施設目以降は、コピーして記入してください。〉